



## 障害者虐待防止法成立と成年後見

クローバー運営委員 齋藤敏靖 (埼玉県支部)

すでにご承知の通り平成23年6月、国会において障害者虐待防止法が成立、平成24年10月から施行されることになりました。すでに成立・施行されている児童、高齢者に続き3つめの虐待防止法となります。これにより、身体的・心理的・性的虐待はもちろん、ネグレクトや経済的虐待に対しても明確に「虐待」という定義が出され、従来では手を出しにくかったケースにも対応が可能となったことは喜ばしいことです。

一方で、課題も多くあります。特に今後課題となるのは成年後見人等の受任者の不足です。障害者虐待防止法では扶養者からの虐待に対して、市町村長が成年後見審判の申立(市町村長申立)を行う旨の規定があります。つまり、扶養者が虐待を行っているようなケースは、実質的に親族が適切な扶養を行わないのですから、第3者が代わりに扶養を行う必要があります。その第3者とは「成年後見人等」ということです。

平成24年10月以降、おそらく多くの申立が出されることが予想できます。しかしながら、一般に障害者に対

する後見人等の受任者が少ないのが現状です。例示すれば、私の勤務先のある川越市では、年間十数件の市長申立がありますが6割が高齢者です。高齢者の場合は比較的后見人等を用意できていますが、残り4割の障害者、特に精神障害者に対する後見人等は圧倒的に不足していて、市や家裁の担当者は苦慮しています。このような変化から見ても、今まで以上にクローバー登録者の皆様の力が必要と言えるでしょう。

ただし、障害者虐待防止法の対象となるケースは、いわゆる困難ケース・多問題ケースが多いことが予想されます。現在のような個人受任のみで対応できるケースばかりとは思えません。また市障害者虐待防止センターの設置も急務です。そこで、川越市では自立支援協議会で法律の専門家を交えたプロジェクトチームを作り、市障害者虐待防止センター及び法人後見センターの設立を目指しています。現在、すでに法人後見を行っている機関に対して調査・聞き取りを行っている最中です。

障害者虐待防止法の施行を控えた今、対象者の権利擁護のためにはクローバー登録者の皆様のお力が是非とも必要です。今後ともご協力の程よろしく願いいたします。

## 実践報告 <<支えられながらの後見活動>>

埼玉県 南埼玉病院 今野正裕

「本人の後見人として次の者を選任する」と言う審判が、本年2月21日にありました。

さあこれから財産目録をという時に、

3. 11 大震災。職場はパタパタ。3. 17 母親が交通事故、入院。「神と仏は、俺の前に出てこいや！」。

これが、後見人としてのスタートでした。が、本当のスタートは、クローバー運営委員齋藤敏靖さんからの一本の電話でした。齋藤さんの丁寧だけれど、な～んか、こう、押しの強さのある説得(?)依頼(?)でした。

『精神保健福祉士の認知度は... 埼玉県における... 今野さんもそろそろ...』という調子でした。「無理だよ。」と思いつつ、私の後見者である妻に話を持ち出したところ、『それはどういう仕事? どんなことをするの?』と質問の嵐。結果、『やってみれば!』との一言で自己決定を促されました。しかし、気持ちの整理ができぬまま、クローバーに電話をしました。

「私で、だいじょうぶですかねえ」『大丈夫ですよ。頑張ってくださいね。』『今後の動きとしてですね...』と優しい声(事務局のどなただったのか)に、「ハイ、わかりました。やってみます。」との決意と覚悟が、先の審判の日へと繋がるのです。

受任前の情報収集は、首長申し立てであったせいか、行政の担当の方からの情報提供は素早く、且つ丁寧でした。また、家裁の調査官の方も、情報の閲覧については『ゆっくりとどうぞ。』とこれまた丁寧で、よくぞ...という温かい対応をしていただきました。

私は今、excel が使いこなせない、本来の職務を理由に被後見人にお会いすることが少ない、領収証の整理が後回しになり、月末に慌てているというような状況です。

私の後見者である妻は、『葉書が来てるよ。』『封筒はすぐに開けたほうがいいよ。』『家裁や協会には相談できるの?』と頼もしい限りです。

覚悟を決めて臨んだつもりの後見業務。今後も、クローバーと家族に支えてもらいながら取り組んでいきたいと思えます。

## 登録・受任状況

(2011年12月21日現在)

名簿登録者 : 61名

ブロック	人数	都道府県支部内訳
北海道ブロック	4	北海道 4
東北ブロック	1	福島 1
関東・信越ブロック	28	栃木 1、群馬 1、埼玉 6、千葉 2、東京 12、神奈川 4、長野 2
東海・北陸ブロック	6	岐阜 1、静岡 1、愛知 4
近畿ブロック	7	大阪 2、兵庫 4、和歌山 1
中国ブロック	4	鳥取 1、島根 1、広島 2
四国ブロック	2	愛媛 1、高知 1
九州・沖縄ブロック	9	福岡 4、佐賀 1、熊本 1、沖縄 3

### 1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 受任状況

成年後見人受任に関する相談 34件

⇒正式受任 22件

(北海道1、埼玉1、千葉1、東京11、神奈川1、  
岐阜1、愛媛1、福岡3、熊本2)

⇒受任調整中 1件(神奈川1)

### 2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2011年9月10日～2011年12月21日)

10月3日 東京家庭裁判所 平成23年度後見人等  
候補者推薦団体との意見交換会  
(田村委員:都合により欠席)

11月2日 熊本家庭裁判所 家事関係機関との  
連絡協議会(熊本県支部 木村氏)

11月14日 2011年度第3回クローバー運営委員会

11月30日 甲府家庭裁判所 平成23年度家事関係  
機関との連絡協議会  
(山梨県 池谷支部長)

12月1～4日 第4回認定成年後見人養成研修

12月1～2日 第4回成年後見人に関する研修

12月4日 第3回クローバー登録者継続研修  
(北九州会場・東京会場)

12月15日 福岡家庭裁判所小倉支部 平成23年度  
家事関係機関との連絡協議会  
(今村委員長)

## クローバー運営委員の紹介 その7

毛塚 和英

クローバー登録者の皆さま、こんにちは。運営委員の毛塚和英(桜ヶ丘記念病院/東京都)と申します。委員会の中では最年少を務めさせて頂いております。大学卒業後、今の現場で働き、8年が経とうとしています。



東京精神保健福祉士協会の権利擁護委員会に入ったことを切っ掛けに、この委員会への参加となりました。

現在、2件の受任(1件はクローバー設立前)をしています。1件は受任してから3年になります。

どちらも受任前に「若くて大丈夫なのか。」と申立人から言われましたが、成年後見人養成研修の講義から学んだ、後見制度に精神保健福祉士が介入していく必要性や、精神保健福祉士だからこそ出来る後見活動の説明をさせて頂き、受任の了承をもらうことができました。

個人としての思いになりますが、後見制度はやはり不備がまだまだあるものだと感じています。

類型が3つしかなく、どれになっても利用目的以外の権利も、剥奪されるような形になってしまいます。だから、この部分から「精神保健福祉士が関わるのは本当に良い事なのだろうか。」と考えることがありましたが、この状況を逆手に考え「制度上、奪われる形になるが、実際の生活場面では制度を言い訳にせず、精神保健福祉士が被後見人等の権利を守ることが出来るではないか。」と思い、受任してみることにしました。

また、他職種団体が長く制度に関わりながら改善をしようと動いていることを知り、「クライアントの権利を守る」と謳っている精神保健福祉士も、携わりながら制度を変えていく必要があるのではないかと、とも思っています。制度としてある以上、中身を理解し、改善していくことが精神保健福祉士としての責務なのだと考えています。

他の委員のように制度の話は出来ませんが、気持ちでカバーしたい、と考え、思いを話させて頂きました。今後は委員として、皆さまの後見活動の一助を担えるように、私自身もクローバーを通じて知識も身につけ、被後見人やクライアントの『権利を守る』精神保健福祉士になろうと思います。

今後ともよろしくお願い致します。

## 編集後記

12月は研修お疲れ様でした!

福岡での開催は初めての試みでしたが、今村委員長、安部委員を始めとして、在京委員も駆けつける中、

かなり盛り上がったようですね。

また、新たな仲間も加わったようですし、来年はクローバーも飛躍の年になる予感が...

良いお年をお迎えください。

(岩崎)

